

No.	公表資料名称	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問・意見	回答
1	実施方針	1	第1	1	(3)		こども発達センターの一部運営に関し、別途指定管理者を指定するとありますが、どのような方法で選定されますか。また本事業の運営業務決定企業も応募者として参加は可能でしょうか。	岡崎市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例及び指定管理者制度導入に関する方針に沿って選定します。 指定時期は書面回答No.5で回答したとおり、平成27年12月を予定しています。制度上、こども発達センターの設置条例が制定された後でなければ、指定管理の手続きを進めることが出来ないため、現時点で選定方法及び選定に参加できるか否かについてはお答えできません。
2	実施方針	5	第1	1	(6)	イ 選定事業者の業務範囲	現在、福祉の村は平成27年度まで岡崎市福祉事業団が指定管理者として管理運営されていますが、子供発達センターの支援センターやPFI事業外の施設は、今後も岡崎市福祉事業団を指定管理者とすること予定でしょうか。 もし、岡崎市福祉事業団が指定管理者となるのであれば、当事業で求められる関係機関・団体との連携を考慮した場合、当事業団は密接にPFI事業と関わることとなります。公平な競争環境を醸成するため、地域活動支援センター運営業務はPFI事業の業務から除外頂くか、当事業団は、複数の入札参加グループに参画出来るようにして頂きたい。	運営業務については、民間のノウハウを活用したいと考えている部分なので、運営業務をPFI事業の業務から外すことは考えていません。 事業団が参加するか分かりませんが、運営企業の扱いについて、今回の対話の結果をふまえ、実施方針の修正をします。
3	実施方針	6	第1	1	(6)	ア 各機能と主なサービス	事業者の業務の地域活動支援センター運営業務に含まれます講座運営は、ご提案した講座数と内容に応じて、講師手配等の運営費をサービス購入料で頂けることになっていますが、運営段階で人気・不人気や時代の変化に応じた講座の増や講師料の高い講座への組み替えには事業者は応じることが難しくなります。また、市におかれましては不人気講座に固定費を支払い続けることとなります。講座運営については、臨機応変に協議に応じて頂き、物価変動以外でのサービス購入料の増減が可能ないようにして頂きたい。	市としては、事業開始時に、事業期間内の全講座の開催内容が決定するとの認識はありません。 時代の変化に応じて、開催内容は当然に変化していくものと考えており、講座の開催内容の変更のための協議にも応じる考えです。協議に応じるという点については、事業契約書案に示すこととします。
4	実施方針	7	第1	1	(7)	カ	独立採算事業として求められる飲食提供業務ですが、どれくらいの集客人数を見込まれておられますか。また現在清楽荘内の売店の利用者人数、収益等を開示ください。	市として、集客人数は講座の内容や回数等の提案による部分が大きいと認識しています。講座の定員等は既に要求水準書でお示ししていますが、資料として不足ということであれば、ご意見として承ります。 なお、書面回答No.18で、募集要項等公表時までに自動販売機等の実績を公表すると回答しましたが、友愛の家の自動販売機の実績は確認できたものの、清楽荘の売店は実績の資料がないため、資料として公表することはできません。
5	実施方針	12	第2	2	図表	選定の手順及びスケジュール	(意見)平成26年6月上旬に公表される募集要項等において、本事業の「予定価格」が提示されると思います。近時の建設物価急騰の対応といたしまして、農林水産省及び国土交通省が、平成25年10月に実施した公共事業労務費調査に基づき、平成26年2月からの公共工事の工事費の積算に用いるための公共工事設計労務単価を決定している等、機動的な単価の見直しが行われています。そこで、本事業におきましても、このような機動的なご対応をいただきますよう、よろしくお願いいたします。	官民両者にとって不利益にならないようにしていきたいと考えています。 協議のタイミング、増減の方法について対話での御意見及び市の他事業の状況を踏まえ検討します。 検討結果については、できるだけ早急に公表します。
6	実施方針	13	第2	3	(1)	現地調査	(意見)平成26年6月上旬に予定されている募集要項等の公表時以降において、再度現地調査を希望いたしますので、ご配慮願います。	募集要項公表時にも現地調査を実施します。
7	実施方針	16	第2	3	(8)		参加表明書提出時に概要提案書を提出しますが、その内容が最終の提案書と大きく変わってしまった場合、要求水準を満たしていれば問題ないと考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
8	実施方針	16	第2	3	(8)	②	競争的対話の実施方法で「応募者の能力を引き出し」とありますが、どのように行うお考えでしょうか。	競争的対話の実施方法については、募集要項等で具体的にお示ししますが、業務要求水準等の公募資料に記載した事項と、民間の提案事項に解釈の齟齬がないように対話することを考えています。 なお、実施方針において「応募者の能力を引き出し」との表現がありますが、応募者に応じて対応を変えることはなく、全応募者に対して、公平に実施する考えです。
9	実施方針	17	第2	4	(1)	応募者の構成等	「選定されなかった応募者の構成企業、協力企業が、選定事業者の業務等を支援又は協力することは可能」とありますが、これは、選定事業者から落選した企業が、一部業務を再委託先として受託できると読み取れます。 再委託出来る場合、運営業務に関しては岡崎市福祉事業団等関係団体との連携が求められるため、再委託出来ることは事業者にとって有益と考えますが、設計・建設・維持管理業務については、入札前に水面下での話し合い(談合)を助長する可能性が排除出来ません。市の見解をお示し頂きたい。	建設、設計、維持管理企業については、構成企業又は協力企業が、他のグループの構成企業又は協力企業となることは認めないという内容に表現を改めます。
10	実施方針	17	第2	4	(1)	応募者の構成等	「企業」とは、営利法人を指し、非営利法人(例えば、NPO法人・社会福祉法人等)も該当すると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No.	公表資料名称	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問・意見	回答
11	実施方針	18	第2	4	(3)	応募者の参加資格要件	「維持管理企業又は運営企業は、本事業を実施するために法令上必要とする資格等がある場合は、当該資格等を有していること。」とあります。そこで、構成企業がその業務の一部について当該資格を保有していない場合であっても、構成企業からその業務の一部（例：廃棄物処理業務）について再委託を受けた企業が当該資格を保有している場合、参加資格要件は満たされると理解してよろしいでしょうか。	業務を実施する上で法令上問題が無ければ構いません。
12	実施方針	21	第2	8			代表企業のS P Cへの出資は最大となりますが、他構成員の比率の下限はありますか。	募集要項に示す予定ですが、出資比率の下限を設定する予定はありません。
13	実施方針	1/15	別紙1			物価変動リスク	物価変動の調整方法については、事業契約書（案）において提示するとありますが、公共工事標準請負契約約款と同等の規定では、近年の建築費高騰ペースと乖離が生じると考えます。より実勢を反映できるような調整方法の採用を希望いたします。	官民両者にとって不利益にならないようにしていきたいと考えています。協議のタイミング、増減の方法について対話での御意見及び市の他事業の状況を踏まえ検討します。検討結果については、できるだけ早急に公表します。
14	要求水準書（案） 総則・全体概要・設計建設業務編	23	第3	3	(2)	エ 既存施設改修工 事業務	「本業務に先立ち実施するアスベスト調査において、既存建物にアスベストが含まれることが確認された場合は、事業者の責任において適切に処分すること。」とあります。そこで費用負担は、添付資料1「リスク分担表」No.42「工事費増大リスク」により、市が認めた追加工事にかかる費用として処理されると理解してよろしいでしょうか。	書面回答No.51のとおり、アスベストについては、詳細な調査は行っていませんが、撤去・処分を本事業に含めます。撤去・処分にかかる費用の取扱いについては、事業者による調査の結果を踏まえて、市と事業者で協議することとします。
15	要求水準書（案） 総則・全体概要・設計建設業務編	25	第3	3	(2)	ク 開業準備	マニュアルの作成部数や研修会開催の頻度はどの程度でしょうか。ご教示願います。	書面回答No.54のとおり、研修会の開催回数は事業者が必要と考える回数です。同様に、マニュアル作成部数も必要に応じて作成してください。
16	要求水準書（案） 総則・全体概要・設計建設業務編	26	第3	3	(2)	サ 所有権移転業務	選定事業者の費用負担範囲は、表示登記のための諸費用（人件費等）と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
17	要求水準書（案） 総則・全体概要・設計建設業務編	56	第3	5	カ		給食調理について、アレルギー食の対応は考えなくてもよろしいのでしょうか。	アレルギー対応については、除去食を基本とし、きざみ食やペースト食と合わせて作業台1台で対応できる程度を想定しています。別途区画された部屋を要するレベルのアレルギー対応は想定しておりません。
18	要求水準書（案） 総則・全体概要・設計建設業務編	77	第3	5	(3)	新友愛の家 No.703図書コーナー	要求水準に利用人数あるいは座席数の指定はありませんか。	利用人数、座席数の指定はありません。イメージとしては、交流スペースの一角にある図書コーナーなので、図書コーナー専用の座席の設定ではなく、交流スペース内で閲覧できることを想定しています。備品一覧に、家具の数量を記載しているので、そちらも参考にしてください。
19	要求水準書（案） 総則・全体概要・設計建設業務編	77	第3	5	(3)	新友愛の家 No.704喫茶提供コーナー	要求水準に利用人数あるいは客席数の指定はありませんか。	利用人数、座席数の指定はありません。備品一覧に、家具の数量を記載しているので、そちらも参考にしてください。
20	要求水準書（案） 維持管理・運営業務編	4	第4	2	(2)	大規模修繕について	コ(ケ)において定義する大規模修繕は、維持管理業務の対象外とし、市が直接実施するとあり事業者が提出した大規模修繕計画を参考に、市の判断により実施するとあります。また、維持管理は予防保全を基本とすることと記載されています。大規模修繕の内容と実施時期は、提出した大規模修繕計画時期に予防保全的に予算措置頂きたい。	具体的にどのような工事が大規模修繕に該当するか整理し、大規模修繕の定義を見直し、実施方針の修正をします。
21	要求水準書（案） 維持管理・運営業務編	16	第5	1	(1)	業務対象	本事業の民間活力導入可能性調査において、運営法人166法人を対象としたアンケート調査に対して2法人の回答と、運営に対する関心が極めて薄いことから、調査時点の運営業務内容を実施方針の段階で見直されたところがありますか。また、実施方針に対する運営法人の反応、並びに質問回答No.8及びNo.10から、運営業務内容の見直しの可能性についてはいかがでしょうか。	調査時からの変更点としては、支援センターをPFI事業から切り離れた点があります。運営業務内容の見直しについては、頂いたご意見、ご質問を踏まえて検討し、運営企業の扱いについて、今回の対話の結果をふまえ、実施方針の修正をします。
22	要求水準書（案） 維持管理・運営業務編	18	第5	2	(3)	ア 運営業務体制等	業務ごとに総合的に把握し調整を行う「業務管理責任者」は、要求水準を満たすことを前提として、他の「業務管理責任者」を兼務することも可能と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No.	公表資料名称	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問・意見	回答
23	要求水準書(案) 維持管理・運営業務編	20	第5	3	(1)	こども発達センター	こども発達センターの対象者は、身体障がい児を除き、知的障がい児・発達障害児に加え、18歳未満の精神障がい者及び難病患者を含むとの理解でよろしいでしょうか。	支援センター以外の2施設については、対象となる年齢、障がい者が法律上明確に定められていません。 年齢については、支援センターは未就学児のみですが、医療センターは、基本計画で示したとおり、未就学児を基本としつつ、再診等で継続的に利用する子どもについては受け入れる考えです。ただし、医師は小児科医なので、小学高学年程度までの利用ではないかと考えています。相談センターも、未就学児が基本ですが、中には小学生も利用するかもしれないと考えています。 対応する障がいは、支援センターは、知的障がいと発達障がいです。ただし、身体障がいとの重複する子の利用もありえます。 難病の子どもについては、市民病院等で診ることになるかと思えます。また、子どもの精神障がいについては、発達障がいと同じ扱いとなっています。
24	要求水準書(案) 維持管理・運営業務編	20	第5	3	(1)	こども発達センター	本事業の「こども発達センター」と発達障害者支援法(平成16年法第167号)に基づいて都道府県が実施する「発達障害者支援センター」とでの事業内容の異同点は、具体的にどのようなところでしょうか。	今回のこども発達センターに含まれる支援センターは児童福祉法上の児童発達支援センターです。 県が実施している発達障がい者支援センターは、障がい者を対象としているところや法的な位置づけなどが異なりますので、まったく別の施設と認識していただいて結構です。
25	要求水準書(案) 維持管理・運営業務編	24	第5	3	(1)		貴市が開催する各センターとの連絡会議は、どれくらいの頻度での実施をお考えですか。	こども発達センター内の各センターの連絡会議について、明確な回数の想定はありませんが、それほど頻繁に開催する必要は無いと考えています。 1～2か月に1回程度とお考えいただいて結構です。
26	要求水準書(案) 維持管理・運営業務編	25	第5	3	(2)	新友愛の家	「岡崎市地域活動支援センターの設備及び運営の基準に関する規則」第3条(職員の配置の基準)1項において、「施設長1、指導員2以上」と規程しています。そこでこれら職員数については、要求水準に準じて選定事業者が配置することになるのでしょうか。 また同条3項においては、「施設長は、障がい者及び障がい児の福祉の増進に熱意を有し、地域活動支援センターを適切に運営する能力を有する者」と規程しています。ここでいう「能力を有する者」とは、具体的にどのような資格を有する者なのでしょうか。	職員数についてはお見込みの通りです。ただし、兼務はして頂いても結構です。 施設長の要件については、資格要件等はございませんが、障がい者の施設となりますので、障がい者に対する理解があり、かつ適切に施設を管理できる能力のある方と考えています。
27	要求水準書(案) 維持管理・運営業務編	25	第5	3	(2)	新友愛の家	「地域生活支援事業の実施について」(平成18年8月1日付け通達障発第0801002号)において、市町村地域生活支援事業として「地域活動支援センター機能強化事業」を定め、3つの類型(センターⅠⅡⅢ型)を設けています。そこで、本事業の地域活動支援センター運営業務は、この3つの類型のうちどの類型による事業実施を想定されているのでしょうか。 あるいは、関係諸法令や要求水準を満たすことを前提として、任意の事業設計が可能であると理解してよろしいでしょうか。	要求水準上は基礎的事業を想定しています。 任意の事業設計については、提案して頂いても結構ですが、審査基準書の加点項目を勘案し、ご提案頂ければと思います。
28	要求水準書(案) 維持管理・運営業務編	25	第5	3	(2)	新友愛の家	運営業務に関する要求水準(2)新友愛の家では、「対象者は、身体障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がい・高次脳機能障がい、難病患者等」とあり、回答No.80には「対象者の年齢は、提案による」とあります。つまり、年齢に拘らず全ての障がい者等が対象者となります。しかし、福祉の村基本構想やこども発達センターとの役割分担(利用者ニーズ)から考慮しますと、「新友愛の家」の対象者は、年齢的には満18歳以上が妥当かと思料されますが、いかがでしょうか。	全講座が子どもを対象とした内容となることは想定していませんが、子どもの利用を禁じる考えは無いので、「全ての障がい者が対象」と回答させて頂きました。 対象者を明確に示した方が良いのか、提案にお任せした方がよいのか、再度検討し、募集要項公表時までにお示しします。
29	要求水準書(案) 維持管理・運営業務編	25	第5	3	(2)		現在施設で行われている、講座・セミナー・研修等の内容や開催回数、そして参加料などが分かる資料の開示をお願いいたします。	書面回答の別紙として開示したとおりです。 なお、参加料については市が設定しますが、材料費等の実費については、事業者が設定してください。

No.	公表資料名称	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問・意見	回答
30	審査基準書（案）	3	第6			市が設定する基準価格	現在、労務費・建設資材が高騰しており、今後も高騰することが予想されます。市が設定する基準価格には、その時点で公表されている最新の単価を反映したものを採用して頂きたい。	PFI事業の予定価格の設定においては、詳細な施設設計をした上で単価による積み上げを行うことが困難であるため、最新の単価を採用することは難しい状況ですが、一定の物価上昇を見込んだ価格とする考えです。
31	審査基準書（案）	9	第7	2	(3)	28. 運営企業の経験	業務経験は、構成企業の再委託先、あるいは協力企業が持っていれば加点評価されると理解してよろしいでしょうか。	参加表明時に、構成企業・協力企業を明記していただくことを考えておりますので、その範囲内での評価となると考えます。
32	支払方法説明書（案）	4	第3	1	(2)	算定方法	「提案用基準金利」の基準金利の設定日はいつになりますか。	提案書作成及び金額計算の期間を考慮し、提案書締切日より1箇月前程度にする予定です。
33	支払方法説明書（案）	6	第3	4		光熱水費相当額	光熱水費は、一旦事業者が立替えることになっていますが、3ヶ月分を立替えることは、事業者にとって負担となります。SPCで予備費として予め確保するか、委託企業が一旦負担することになり、事業費もその分増加致します。光熱水費は、市が直接お支払い頂くよう変更頂きたい。	前払いなど、事業者の負担が軽減できるよう検討します。
34	支払方法説明書（案）	10	第5	1	(2)	改定方法	物価変動によるサービス購入料A及びBの改定は、岡崎市工事請負契約約款に基づき行われるとありますが、当事業は、入札日から事業契約締結日まで6ヶ月あります。現在の労務費・建設資材高騰からこの6ヶ月間は事業者にとって大きなリスクとなり、事業への参画が非常に厳しくなります。つきましては、岡崎市工事請負契約約款第25条1項の「請負契約締結の日から」を「提案書提出の日から」に読み替えて適用頂きたい。	官民両者にとって不利益にならないようにしていきたいと考えています。協議のタイミング、増減の方法について対話での御意見及び市の他事業の状況を踏まえ検討します。検討結果については、できるだけ早急に公表します。